

検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0731 第12号」および「保医発0731 第14号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料が新設および変更されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0731 第14号」 適用日 令和5年8月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
A群β溶血連鎖球菌核酸検出	204点	微生物学的検査 150点	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の「12」	(38) A群β溶血連鎖球菌核酸検出 A群β溶血連鎖球菌核酸検出は、15歳未満のA群β溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に本区分「3」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査「18」のA群β溶連菌迅速試験定性又は区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

■保険収載内容が一部変更された検査項目

「保医発0731 第12号」 適用日 令和5年8月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
悪性腫瘍組織検査 (処理が複雑なもの) (肺癌におけるHER2 遺伝子検査 (次世代シーケンシング))	5000点	遺伝子関連・染色体検査 100点	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査「1」 「ロ」処理が複雑なもの	<p>～ (略) ～</p> <p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査、HER2遺伝子検査(次世代シーケンシング)</p> <p>～ (略) ～</p>

※ 下線部が変更されました。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。